

農業用ため池の管理及び保全に関する法律案について

平成30年7月豪雨によるため池被害

- 平成30年7月に全国各地を襲った豪雨災害では、西日本を中心に農地やため池等の農業水利施設等に甚大な被害が発生。
- 家屋や公共施設等に被害を与えるおそれのある88,133か所のため池を対象に緊急点検を実施するとともに、農村振興局内に「ため池対策検討チーム」を設置し、**防災重点ため池の見直し**や**今後のため池対策の進め方**について取りまとめ（平成30年11月13日）。

ため池決壊件数



防災重点ため池の見直し

防災重点ため池は、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池」とし、人的被害を与えるおそれに関する具体的な基準を設定。

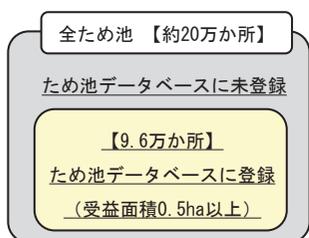


ため池からの距離 (100m, 500m)



平成30年7月豪雨で決壊したため池

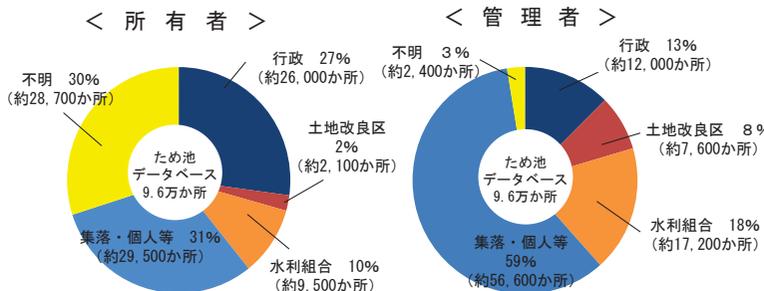
○ため池データベースの整備状況



【登録情報】

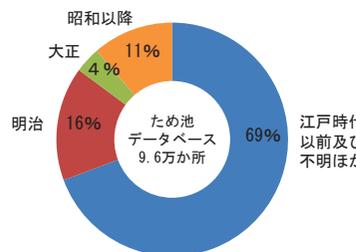
- 名称、所在地
- 所有者・管理者
- 築造時期
- かんがい受益面積・戸数
- 貯水量等の諸元・構造
- 改修歴、点検結果 等

○ため池の所有者と管理者



※ため池データベースの所有者・管理者は、任意の聞き取りによるものであり、データベース上未記入のものも含め「不明」として計上している。

○ため池の築造年代



昔の工事の様子 (大正時代)

課題

【課題1】農業用ため池の把握

- 農業用ため池の所在地、所有・管理者、諸元・構造等に関する**情報を行政機関が正確に把握するための仕組み**が必要

【課題2】防災重点ため池について関係者が果たすべき役割の明確化

- 防災重点ため池に係る**国及び地方公共団体の役割分担**や、所有者、管理者等の**関係者が果たすべき責務**を明らかにするとともに、周辺住民への正しい情報の提供により緊急時の**避難対策等を効果的に実施する仕組み**が必要

【課題3】権利関係が不明確なため池の保管理体制の強化

- 所有者が不明で、管理者も不在になり、適切に管理されなくなるおそれがある場合に、**行政機関に管理権限を付与**できる仕組みが必要

【課題4】補強対策（統廃合を含む）の着実な実施

- **行政機関が主導して**農業用ため池の**防災上必要な工事を確実に実施させる仕組み**が必要

対応方向

【対応方向1】農業用ため池の届出

- 所有者等による都道府県への**届出を義務付け**（第4条第1項、第2項、附則第2条）
- 都道府県による**データベースの整備・公表**（第4条第3項）
- 所有者等による**適正管理の努力義務**（第5条）
- 適正な管理が行われていない場合の都道府県の**勧告**（第6条）
- 都道府県等による**立入調査**（第18条）

【対応方向2】特定農業用ため池の指定

- 都道府県は、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を「**特定農業用ため池**」として**指定**（第7条）
- 所有者等による**適正管理の努力義務【再掲】**
- **形状変更行為の制限**（許可制）（第8条）
- 市町村による**ハザードマップ等の作成**（第12条）

【対応方向3】裁定による特定農業用ため池の管理

- 所有者不明で、適正な管理が困難な特定農業用ため池について、**市町村が管理権を取得できる制度**を創設（第13条～第17条）

【対応方向4】特定農業用ため池の防災工事の施行

- 所有者等による**防災工事（改良・廃止）の計画届出**（第9条）
- 都道府県による**防災工事の施行命令、代執行**（第10条、第11条）

農業用ため池の管理及び保全に関する法律案の概要

平成31年3月
農林水産省

I 趣旨

農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害等の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災上重要な農業用ため池を指定し、必要な防災工事の施行を命ずることができることとする等の措置を講ずる。

II 法律案の概要

(1) 農業用ため池の届出

- ① 農業用ため池の設置及び廃止について、所有者（既存の農業用ため池については、所有者又は管理者）に都道府県知事への届出を義務付ける。
(第4条第1項、第2項、附則第2条)
- ② 都道府県知事は、農業用ため池に関するデータベースを整備し、公表するものとする。
(第4条第3項)
- ③ 農業用ため池の所有者（管理者を含む。以下「所有者等」という。）は、当該農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう適正な管理に努めなければならないものとする。
(第5条)
- ④ 都道府県知事は、農業用ため池の管理上必要な措置が行われていないときは、所有者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。
(第6条)
- ⑤ 都道府県知事は、市町村長と協力して、必要な立入調査を行うことができる。
(第18条)

(2) 特定農業用ため池の指定

- ① 都道府県知事は、決壊による水害等の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を特定農業用ため池として指定することができる。
(第7条)
- ② 特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある土地の掘削等の行為について、都道府県知事の許可制とする。
(第8条)
- ③ 市町村長は、特定農業用ため池について、災害時の避難に関する印刷物配布等の措置を講ずるよう努めるものとする。
(第12条)

(3) 特定農業用ため池の防災工事の施行

- ① 特定農業用ため池の防災工事（施設の廃止工事を含む。）について、所有者等に都道府県知事への工事計画の事前届出を義務付ける。
(第9条)
- ② 所有者等が必要な工事を実施しない場合や、工事内容が不適切な場合には、都道府県知事が防災工事の施行に関する命令及び代執行を行うことができる。
(第10条、第11条)

(4) 裁定による特定農業用ため池の管理

市町村長は、特定農業用ため池の管理上必要な措置が行われていない場合であって、所有者（共有の場合は持分の過半を有する者）を確認することができないときは、都道府県知事の裁定により、施設管理権を取得することができる。
(第13条～第17条)

III 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第1条)

農業用ため池の管理及び保全に関する法律案の概要

背景

- 近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが多発。
 - 農業用ため池は、江戸時代以前に築造された施設が多く、
 - ・ 権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑
 - ・ 離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれ
- ⇒ 施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を早急に整備する必要がある。



法律案の概要

- 所有者等による都道府県への届出を義務付け（第4条第1項、第2項、附則第2条）
- 都道府県によるデータベースの整備、公表（第4条第3項）
- 所有者等による適正管理の努力義務（第5条）
- 適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告（第6条）
- 都道府県等による立入調査（第18条）

特定農業用ため池

(1) 特定農業用ため池の指定

- 都道府県は、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を「特定農業用ため池」として指定（第7条）

- 形状変更行為の制限（許可制）（第8条）
- 市町村によるハザードマップ等の作成（第12条）

【防災工事（堤体の補強）】



(2) 防災工事（第9条～第11条）

- 所有者等による防災工事（改良・廃止）の計画届出
- 都道府県による防災工事の施行命令、代執行

【保全管理】



(3) 保全管理体制（第13条～第17条）

- 所有者不明で、適正な管理が困難な特定農業用ため池について、市町村が管理権を取得できる制度を創設

施行期日

公布日から起算して3月以内で政令で定める日（附則第1条）

農業用ため池の管理及び保全に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護し、もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的とすること。
(第一条関係)

第二 定義

一 「農業用ため池」とは、農業用水の供給の用に供される貯水施設（河川法に規定する河川管理施設であるものを除く。）であつて、農林水産省令で定める要件に適合するものをいうものとする事。

二 「管理者」とは、農業用ため池について所有権以外の権原に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行つる者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）をいうものとする事。

三 「防災工事」とは、農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事（農業用ため池を廃止するために施行する工事を含む。）をいうものとする事。
(第二条関係)

第三 国及び地方公共団体の責務

一 都道府県及び市町村は、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止するため、相互に連携を図りながら、この法律に基づく措置その他農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

二 国は、都道府県及び市町村に対し、一の責務が十分に果たされるよう広域的な見地からの調整を行うとともに、農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を推進するため必要な調査研究、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(第三条関係)

第四 農業用ため池の管理

一 農業用ため池(国又は地方公共団体が所有するものを除く。三を除き、以下同じ。)の所有者は、当該農業用ため池を設置したときは、遅滞なく、農業用ため池の名称及び所在地等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

(第四条第一項関係)

二 農業用ため池の所有者は、一により届け出た事項に変更があったとき、又は当該農業用ため池を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

(第四条第二項関係)

三 都道府県知事は、農業用ため池に関するデータベースを整備するとともに、当該データベースに記録された事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(第四条第三項関係)

四 農業用ため池の所有者(管理者を含む。以下「所有者等」という。)は、当該農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう、当該農業用ため池の適正な管理に努めなければならないものとする。

(第五条関係)

五 都道府県知事は、農業用ため池の所有者等が当該農業用ため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、当該農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるものとする。

(第六条関係)

第五 特定農業用ため池の指定等

一 都道府県知事は、農業用ため池であつてその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、関係市町村長の意見を聴いて、特定農業用ため池として指定することができるものとする。

(第七条関係)

二 特定農業用ため池について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならぬものとする事。

(第八条関係)

三 市町村長は、特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法等、水害その他の災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めるものとする事。

(第十二条関係)

第六 特定農業用ため池に係る防災工事の施行

一 特定農業用ため池の所有者等は、防災工事を施行しようとするときは、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならぬものとし、都道府県知事は、当該計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないとき、当該計画の変更を命ずることができるものとする事。

(第九条関係)

二 都道府県知事は、第四の五の勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等が正当な理由がなくて当該勧告に係る防災工事の施行をしないとき、又は一による届出のあった計画に従って防災工事を施行してい

ないと認めるときは、相当の期限を定めて、当該防災工事について必要な命令をすることができるものとする。

(第十条関係)

三 都道府県知事は、特定農業用ため池の所有者等が二による命令に係る防災工事を施行しないとき、特定農業用ため池の所有者等を確認することができないため第四の五の勧告をすることができないとき等に該当すると認めるときは、自らその防災工事の全部又は一部を施行することができるものとする。

(第十一条関係)

第七 裁定による特定農業用ため池の管理

一 市町村長は、特定農業用ため池について、現に管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられないことが确实であると見込まれる場合であつて、当該特定農業用ため池の所有者（数人の共有に属する特定農業用ため池にあつては、二分の一を超える持分を有する者）を確知することができないときは、都道府県知事に対し、当該特定農業用ため池の施設管理権（当該特定農業用ため池の所有者のための当該特定農業用ため池の操作、維持、修繕その他の管理を行う権利をいう。以下同じ。）の設定に関し裁定を申請することができるものとする。

(第十三条関係)

二 都道府県知事は、一による申請があったときは、当該特定農業用ため池の名称及び所在地、公告の日から起算して六月以内に当該申請について異議を述べることができ旨等を公告するとともに、数人の共有に属する特定農業用ため池の所有者の一部が確知されているときは、当該確知されている所有者にこれを通知するものとする事。

(第十四条関係)

三 都道府県知事は、一による申請に係る特定農業用ため池について、引き続き管理上必要な措置が講じられないことによりその保全上著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、当該特定農業用ため池の施設管理権を当該申請をした市町村長に設定することが必要かつ適当と認めるときは、施設管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする事。

(第十五条関係)

四 三の裁定について公告があったときは、市町村長は、当該裁定の定めるところにより当該特定農業用ため池についての施設管理権を取得し、当該特定農業用ため池に関するその他の権利は、当該施設管理権に基づく措置のため必要な限度においてその行使を制限されるものとする事。

(第十六条関係)

五 施設管理権の設定を受けた市町村長は、当該施設管理権の存続期間の延長についての裁定を都道府県知事に申請することができるものとする事。

(第十七条関係)

第八 雑則

一 都道府県知事は、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求めるとともに、市町村長と協力して、当該職員等に当該農業用ため池又は他人の土地に立ち入らせ、調査等をさせることができるものとする事。

(第十八条関係)

二 農林水産大臣は、農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができるものとする事。

(第十九条関係)

三 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、市町村等の施行する防災工事に対して都道府県が補助する費用の一部又は都道府県が自ら施行する防災工事に要する費用の一部を補助することができるものとする事。

(第二十条関係)

四 国及び地方公共団体は、農業用ため池の所有者等が行う農業用ため池の適正な管理に必要な資金の確保、技術的な指導その他の援助に努めるものとする事。

(第二十一条関係)

第九 罰則

罰則について所要の規定を定めるものとする事。

(第二十三条から第二十五条まで関係)

第十 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

第十一 経過措置等

一 この法律の施行の際現に存する農業用ため池（以下「既存農業用ため池」という。）の所有者等は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までに、第四の一の事項を都道府県知事に届け出なければならぬものとする。

（附則第二条第一項関係）

二 一により届け出た事項の変更の届出、一による届出がされないときの都道府県知事による催告、市町村長による通知及び罰則について定めるものとする。

（附則第二条第二項から第四項まで及び第三条関係）

三 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附則第五条関係）

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 農業用ため池の管理（第四条―第六条）

第三章 特定農業用ため池の指定等（第七条―第十二条）

第四章 裁定による特定農業用ため池の管理（第十三条―第十七条）

第五章 雑則（第十八条―第二十二条）

第六章 罰則（第二十三条―第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を

保護し、もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農業用ため池」とは、農業用水の供給の用に供される貯水施設（河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設であるものを除く。）であつて、農林水産省令で定める要件に適合するものをいう。

2 この法律において「管理者」とは、農業用ため池について所有権以外の権原に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）をいう。

3 この法律において「防災工事」とは、農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事（農業用ため池を廃止するために施行する工事を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 都道府県及び市町村は、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止するため、相互に連携を図りながら、この法律に基づく措置その他農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、都道府県及び市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるよう広域的な見地からの調整を行うとともに、農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を推進するため必要な調査研究、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第二章 農業用ため池の管理

(農業用ため池の届出)

第四条 農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。第三項及び第四項を除き、以下同じ。）の所有者は、当該農業用ため池を設置したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 農業用ため池の名称及び所在地
- 二 農業用ため池の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 農業用ため池に管理者がある場合には、当該管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体にあつては、その代表者又は管理人）の氏名
- 四 その他農業用ため池の管理に関し農林水産省令で定める事項

2 農業用ため池の所有者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。当該農業用ため池を廃止したときも、同様とする。

3 都道府県知事は、農業用ため池に関する第一項各号に掲げる事項が記録されたデータベースを整備するとともに、当該データベースに記録された事項（同項第一号に掲げる事項その他農林水産省令で定めるものに限る。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

4 都道府県知事は、その区域内に存する農業用ため池を所有する国の行政機関の長又は市町村長に対し、当該農業用ため池に関する第一項各号に掲げる事項その他必要な情報の提供を求めることができる。

（農業用ため池の管理）

第五条 農業用ため池の所有者（管理者を含む。以下「所有者等」という。）は、当該農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう、当該農業用ため池の適正な管理に努めなければならない。

（勧告）

第六条 都道府県知事は、農業用ため池の所有者等が当該農業用ため池の管理上必要な措置を講じていない

と認めるときは、当該農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

第三章 特定農業用ため池の指定等

(特定農業用ため池の指定等)

第七条 都道府県知事は、農業用ため池であつてその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、特定農業用ため池として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示するものとする。

4 農業用ため池の所在地を管轄する市町村長又は農業用ため池の所有者等、農業用ため池から農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人は、当該農業用ため池が第一項に規定する要件に該当し、同項の規定による指定をする必要があると思料するときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

5 第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(行為の制限)

第八条 特定農業用ため池について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業（次条第一項において単に「土地改良事業」という。）の施行として行う場合

二 次条第一項若しくは第三項の規定による届出又は第十条第一項の規定による命令に係る防災工事の施行として行う場合

三 非常災害のため必要な応急措置として行う場合

四 当該特定農業用ため池の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為として農林水産省令で定めるものを行う場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が当該特定農業用ため

池の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 国又は地方公共団体が第一項の許可を受けなければならぬ行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもつて足りる。

4 前条第一項の規定による指定の際現に特定農業用ため池について第一項の許可を受けなければならない行為をしている者は、当該行為について同項の許可を受けたものとみなす。

(防災工事の施行)

第九条 特定農業用ため池の所有者等は、当該特定農業用ため池について防災工事（土地改良事業の施行として行うものその他農林水産省令で定めるものを除く。第三項及び次条第二項において同じ。）を施行しようとするときは、当該防災工事に着手する日の三十日前までに、農林水産省令で定めるところにより、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないとき、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出を行った者に対し、当該計画の変更を命ずることができる。

3 第七条第一項の規定による指定の際現に特定農業用ため池について防災工事を施行している当該特定農業用ため池の所有者等は、当該指定のあった日から三十日以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならない。

(防災工事の施行に関する命令)

第十条 都道府県知事は、第六条の勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等が正当な理由がなくて当該勧告に係る防災工事の施行をしないときは、当該特定農業用ため池の所有者等に対し、相当の期限を定め、当該防災工事の施行を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出のあった計画に従って防災工事を施行していないと認めるときは、当該届出を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該計画に従って防災工事を施行すべきことを命ずることができる。

(代執行)

第十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその防災工事の全部又は一部を施行することができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定め

て、当該防災工事を施行すべき旨及びその期限までに当該防災工事を施行しないときは、自ら当該防災工事を施行し、当該防災工事の施行に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告するものとする。

一 前条の規定により防災工事を施行すべきことを命ぜられた特定農業用ため池の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る防災工事を施行しないとき、施行しても十分でないとき、又は施行する見込みがないとき。

二 相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお特定農業用ため池の所有者等を確知することができないため第六条の勧告をすることができないとき。

三 緊急に防災工事を施行する必要がある場合において、第六条の勧告又は前条の規定による命令をすることができないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により防災工事の全部又は一部を施行したときは、当該防災工事の施行に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該特定農業用ため池の所有者等から徴収することができる。

3 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

（住民に対する周知のための措置）

第十二条 市町村長は、その区域内に存する特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他水害その他の災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることに
より、住民に周知させるよう努めるものとする。

第四章 裁定による特定農業用ため池の管理

（裁定の申請）

第十三条 市町村長は、その区域内に存する特定農業用ため池について、現に管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられないことが確実であると見込まれる場合であつて、
、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお当該特定農業用ため池の所有者（数人の共有に属する特定農業用ため池にあつては、当該特定農業用ため池について

二分の一を超える持分を有する者。次条第一項第三号において同じ。）を確知することができないときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該特定農業用ため池の施設管理権（当該特定農業用ため池の所有者のために当該特定農業用ため池の操作、維持、修繕その他の管理を行う権利をいう。以下同じ。）の設定に関し裁定を申請することができる。

2 特定農業用ため池の所有者、特定農業用ため池から農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人は、当該特定農業用ため池について、前項の規定による申請をすべき旨をその所在地を管轄する市町村長に申し出ることができる。

（公告等）

第十四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告するとともに、当該申請に係る特定農業用ため池が数人の共有に属する場合であつて、その所有者の一部が確知されているときは、当該確知されている所有者にこれを通知するものとする。

一 当該申請があつた旨

二 当該特定農業用ため池の名称及び所在地

三 当該特定農業用ため池について、所有者を確知することができない旨

四 当該特定農業用ため池の所有者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、都道府県知事に申し出て、当該申請について異議を述べることができ旨

五 その他農林水産省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項第四号に規定する期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第十五条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定による申請に係る特定農業用ため池について、前条第一項第四号の規定による申出の内容、当該特定農業用ため池の自然的社会的諸条件その他の事情を考慮して、引き続き管理上必要な措置が講じられないことによりその保全上著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、当該特定農業用ため池の施設管理権を当該申請をした市町村長に設定することが必要かつ適当と認めるときは、施設管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定農業用ため池の名称及び所在地

二 市町村長が設定を受ける施設管理権の始期

三 市町村長が設定を受ける施設管理権の存続期間

四 市町村長が設定を受ける施設管理権に基づいて行う措置の内容

五 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の裁定は、前項第一号から第四号までに掲げる事項については申請の範囲を超えないものとし、

同項第三号に規定する存続期間については二十年を限度として定めるものとする。

(裁定の効果等)

第十六条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした市町村長に通知するとともに、これを公告するものとする。当該裁定についての審査請求に対する裁決によって当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、市

町村長は、当該特定農業用ため池についての施設管理権を取得し、当該特定農業用ため池に関するその他の権利は、市町村長による当該施設管理権に基づく措置のため必要な限度においてその行使を制限される。

3 市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前条第一項の裁定に係る特定農業用ため池の管理に要する費用を当該特定農業用ため池の所有者から徴収することができる。

4 市町村長は、前条第一項の裁定に係る特定農業用ため池の管理に関し特に必要があると認めるときは、当該特定農業用ため池の施設管理権に基づく措置の一部を土地改良区その他の者に行わせることができる。

(施設管理権の存続期間の延長)

第十七条 前条第二項の規定により施設管理権の設定を受けた市町村長は、第十五条第一項の裁定において定められた施設管理権の存続期間を延長して当該裁定に係る特定農業用ため池の管理を行おうとするときは、当該存続期間の満了の日の九月前から六月前までの間に、都道府県知事に対し、当該特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長についての裁定を申請することができる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「六月」とあるのは、「三月」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による申請をした市町村長の有する特定農業用ため池の施設管理権の存続期間を延長することが当該特定農業用ため池の管理のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長についての裁定をするものとする。

4 第十五条第二項及び第三項並びに前条の規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、第十五条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第二号に掲げる事項を除く。）」と、同項第三号中「存続期間」とあるのは「存続期間を延長する期間及び当該延長後の存続期間」と、同条第三項中「前項第一号から第四号まで」とあるのは「前項第一号、第三号及び第四号」と、「存続期間」とあるのは「存続期間を延長する期間」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

（報告徴収及び立入調査）

第十八条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した

者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、第七条第一項の規定による指定その他の処分をするため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第二項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 都道府県は、第二項の規定による立入りによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による立入りについて必要があると認めるときは、市町村長

に対し、必要な協力を求めることができる。

(農林水産大臣の指示)

第十九条 農林水産大臣は、農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第六条、第七条第一項、第八条第一項、第九条第二項、第十条、第十一条第一項並びに前条第一項及び第二項に規定する事務に関し必要な指示をすることができる。

(補助)

第二十条 都道府県は、市町村又は農業用ため池の所有者等に対し、予算の範囲内において、その施行する防災工事に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部又は都道府県が自ら施行する防災工事に要する費用の一部を補助することができる。

(援助)

第二十一条 国及び地方公共団体は、農業用ため池の所有者等が行う農業用ため池の適正な管理に必要な資金の確保、技術的な指導その他の援助に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の援助に関し必要があると認めるときは、土地改良区、土地改良区連合又は土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。

(農林水産省令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第六章 罰則

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項の規定に違反して、同項の許可を受けなければならない行為をした者
- 二 第九条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、防災工事を施行した者
- 三 第九条第二項の規定による命令に違反して、防災工事を施行した者
- 四 第九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第十条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者
- 六 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による測量若し

くは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第十八条第五項の規定に違反して、土地の立入りを拒み、又は妨げた者

第二十四条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十五条 第四条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する農業用ため池（以下「既存農業用ため池」という。）の所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までに、第四条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 既存農業用ため池の所有者等（所有者が前項の規定による届出をしたときは、その所有者）は、同項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、その区域内において第一項の規定による届出がされていない既存農業用ため池があることを知つたときは、相当の期間を定めて、当該届出をすべき者に対し、その期間内に届出をすべき旨を催告するものとする。

4 市町村長は、その区域内において第一項の規定による届出がされていない既存農業用ため池があること

を知ったときは、遅滞なく、都道府県知事に対し、その旨を通知するものとする。

(罰則)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 前条第一項の規定による届出について正当な理由がなく同条第三項の規定による催告に係る期間内に届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 前条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律案参照条文目次

- 一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）
- 三 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）（抄）

一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）

（河川及び河川管理施設）

第三条（略）

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿つて設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を排除し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う次に掲げる事業をいう。

一 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）の新設、管理、廃止又は変更（あわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業及び土地改良施設の新設又は変更（当該二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。）とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第三号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。）

二 区画整理（土地の区画形質の変更の事業及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする次号の農用地の造成の工事又は農用地の改良若しくは保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。）

三 農用地の造成（農用地以外の土地の農用地への地目変換又は農用地間における地目変換の事業（埋立て及び干拓を除く。）及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。）

四 埋立て又は干拓

五 農用地若しくは土地改良施設の災害復旧（津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業を含む。）又は土地改良施設の突発事故被害（突発的な事故による被害をいう。以下同じ。）の復旧

六 農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合

七 その他農用地の改良又は保全のため必要な事業

三 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）（抄）

第五条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第六条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

② 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

③ 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

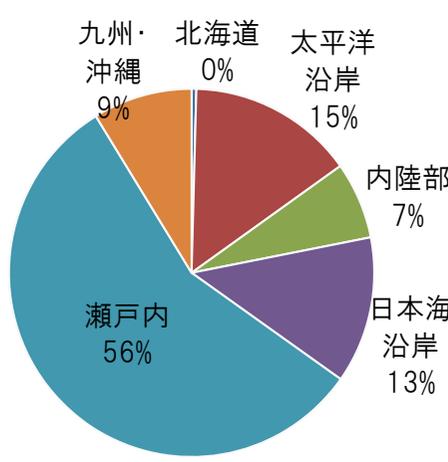
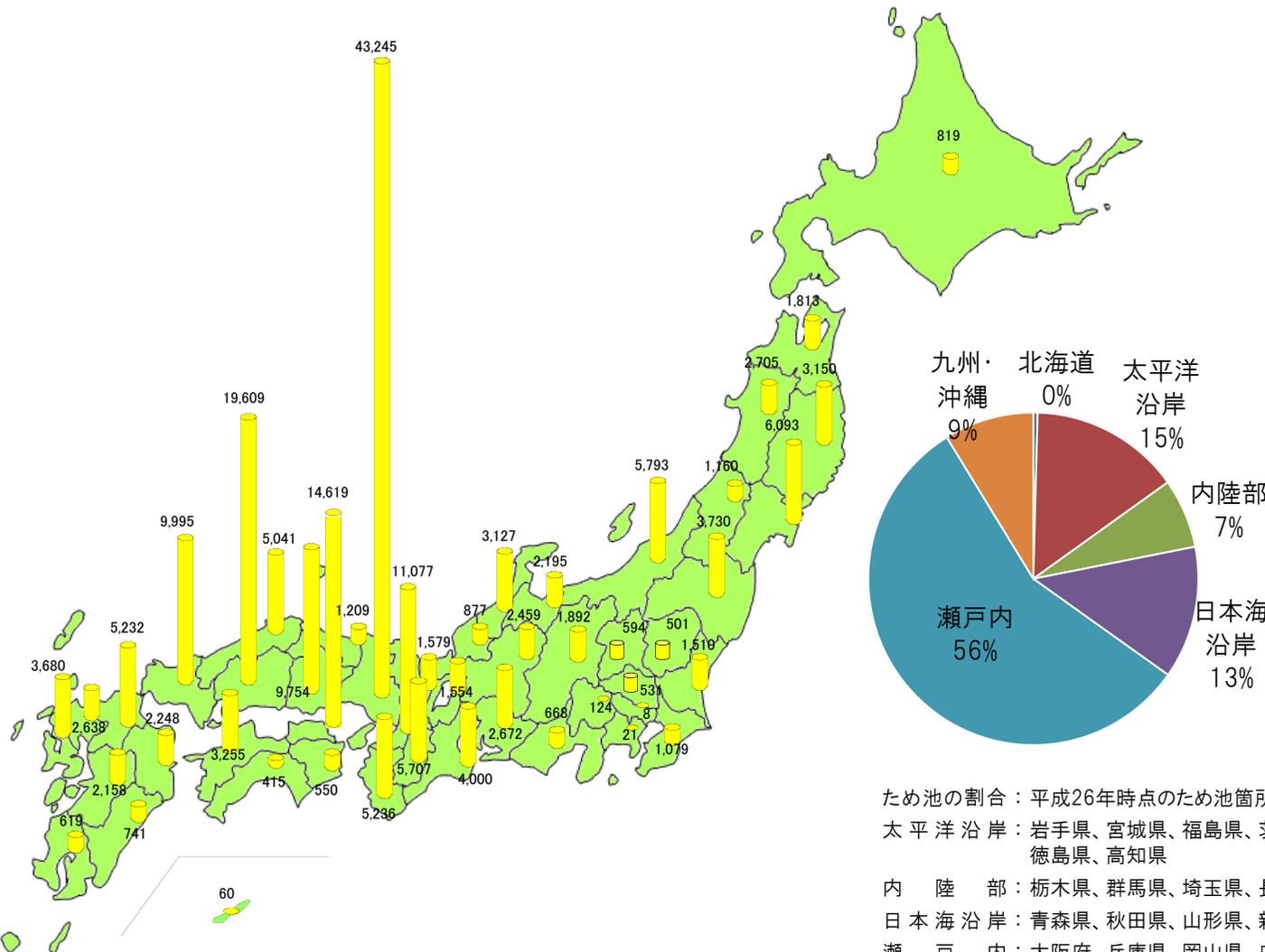
農業用ため池の管理及び保全に関する法律案について

(参 考 資 料)

平成 3 1 年 3 月
農林水産省 農村振興局

1. ため池の現状

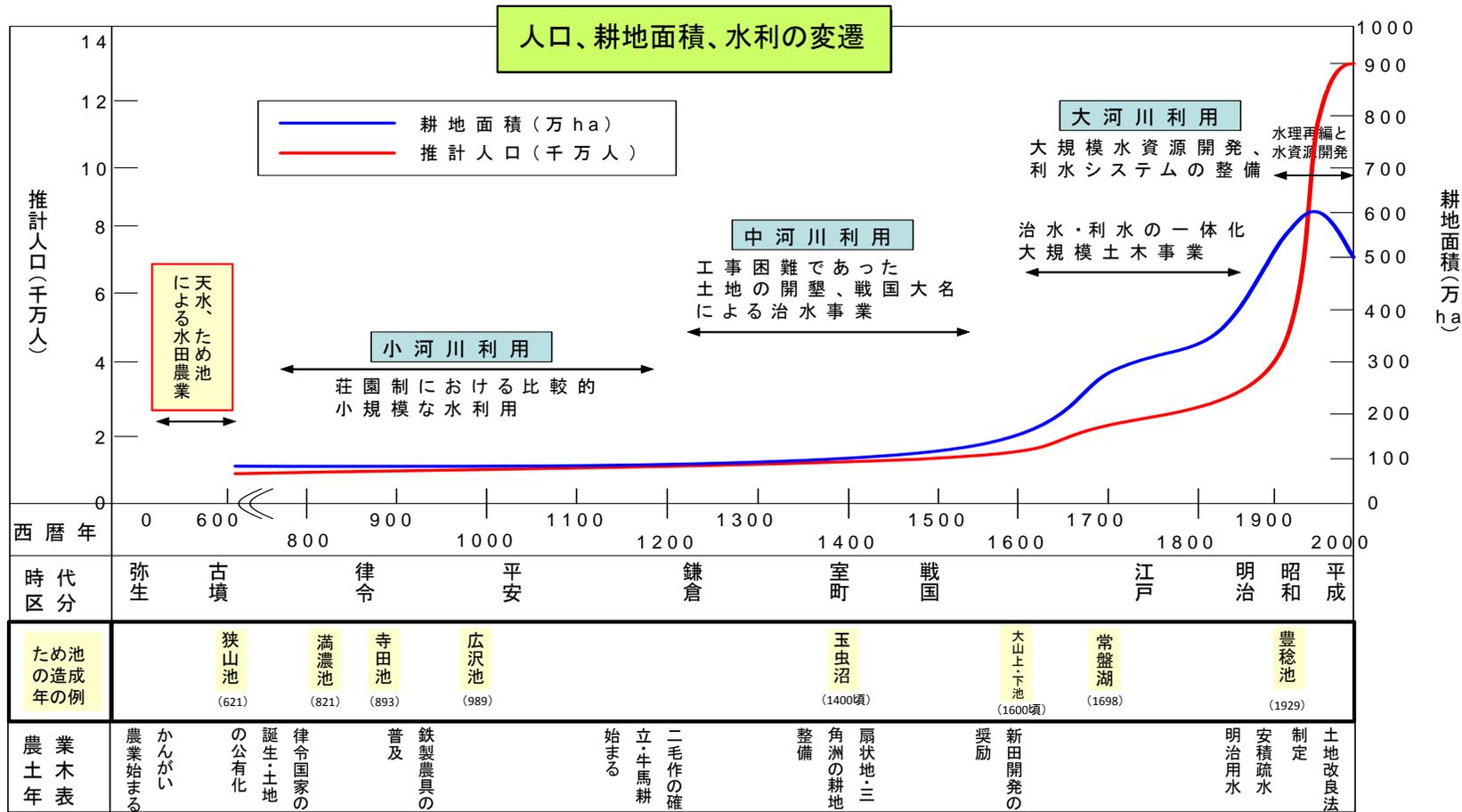
○ 全国の農業用ため池は約20万か所といわれており、降水量が少なく、大きな河川に恵まれない西日本を中心に分布。特に、瀬戸内地域で、全国の約6割が分布。



1	兵庫	43,245	25	熊本	2,158
2	広島	19,609	26	長野	1,892
3	香川	14,619	27	青森	1,813
4	大阪	11,077	28	京都	1,579
5	山口	9,995	29	滋賀	1,554
6	岡山	9,754	30	茨城	1,510
7	宮城	6,093	31	鳥取	1,209
8	新潟	5,793	32	山形	1,160
9	奈良	5,707	33	千葉	1,079
10	和歌山	5,236	34	福井	877
11	福岡	5,232	35	北海道	819
12	島根	5,041	36	宮崎	741
13	三重	4,000	37	静岡	668
14	福島	3,730	38	鹿児島	619
15	長崎	3,680	39	群馬	594
16	愛媛	3,255	40	徳島	550
17	岩手	3,150	41	埼玉	531
18	石川	3,127	42	栃木	501
19	秋田	2,705	43	高知	415
20	愛知	2,672	44	山梨	124
21	佐賀	2,638	45	沖縄	60
22	岐阜	2,459	46	神奈川	21
23	大分	2,248	47	東京	8
24	富山	2,195			
197,742					

ため池の割合：平成26年時点のため池箇所数を地域別に合計し、全体に占める割合を算出したもの
 太平洋沿岸：岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、東京都、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県
 内陸部：栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、山梨県、岐阜県、滋賀県、奈良県
 日本海沿岸：青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、鳥取県、島根県
 瀬戸内：大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県

(参考) 我が国のため池の歴史



【現代技術によるダム等の整備】



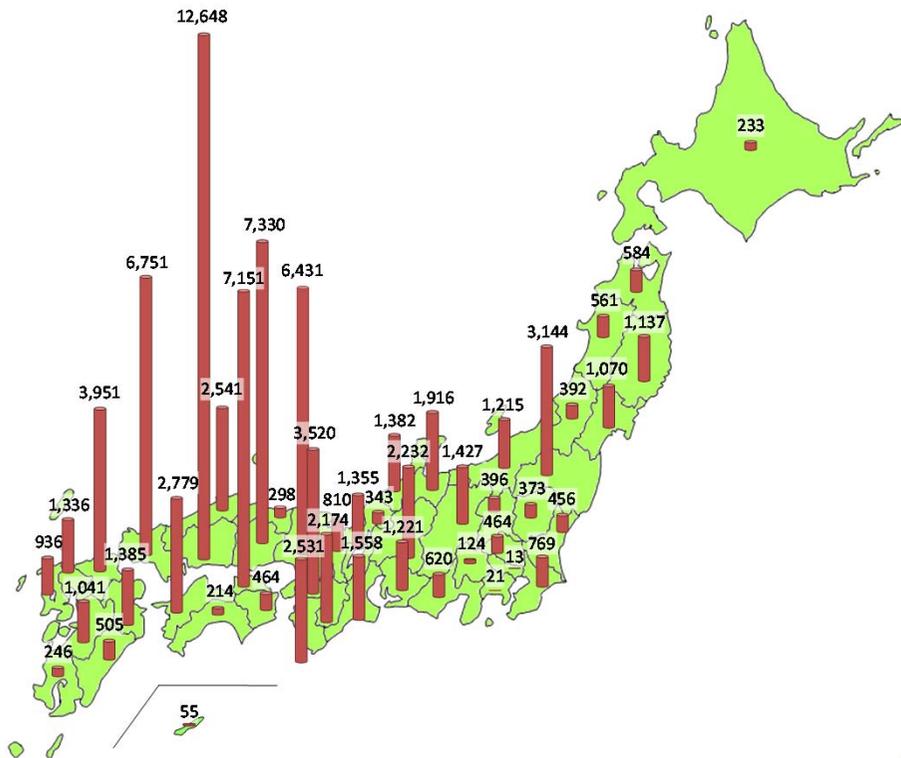
- ほ場の拡大や土木技術の発展とともに、水源として農業用のため池が数多く築造。
- ため池の多くは江戸時代以前に築造され、各地域において経験的な技術をもとに造られてきた。
- 昭和に入ると、近代技術を用いたダムの建設が開始。また、法令や技術基準に基づく機能や安全性の管理が全国的に行われるようになった。



2. 平成30年7月豪雨後に実施した全国ため池緊急点検

- 平成30年7月に全国各地を襲った豪雨災害では、西日本を中心に農地やため池等の農業水利施設等に甚大な被害が発生。
- 全国で下流の家屋等に被害を与えるおそれのある88,133か所の緊急点検を実施し、応急措置が必要と判断された1,540か所について貯水位の低下等の措置を徹底。
- 応急措置を実施したため池については、災害復旧事業や補助事業等で復旧・整備を実施する必要。

緊急点検の実施状況（88,133か所）



応急措置の実施状況（1,540か所）



【例①】ブルーシートによる被災箇所への保護



【例②】堤体等の安全性を確保するための水位低下と低水位管理



【例③】被災箇所への立入禁止措置



【例④】洪水吐に堆積した土砂や流木等の撤去



【例⑤】土のうによる崩落箇所の拡大防止



【例⑥】被災箇所への巡視

応急措置を実施したため池の対策

応急措置を実施したため池については、災害復旧事業や補助事業などにより必要な復旧・整備の実施が必要。

対策の内訳

- ① 土砂や流木の撤去等、地元で対応済みのものが約4割
- ② 災害復旧事業や補助事業等で対応するものが約3割
- ③ 関係者で対応を検討中のものが約3割

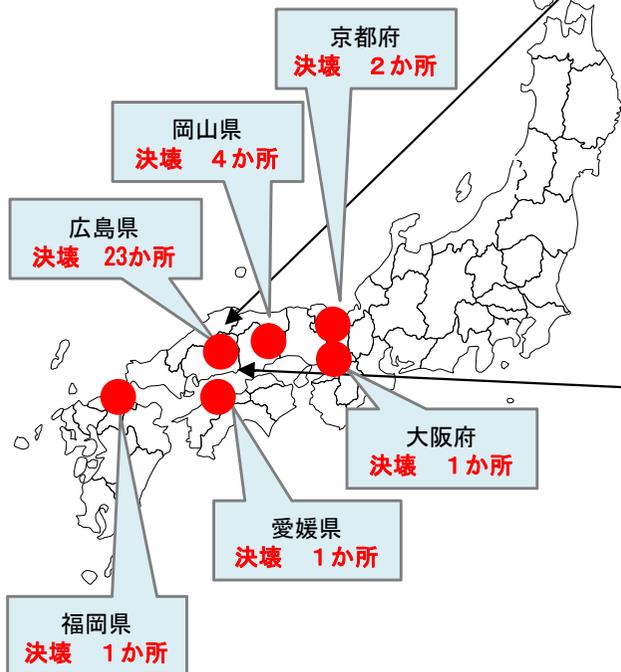
3. 今後のため池対策の進め方 (1) ため池対策検討チームの設置

- 農村振興局内に「ため池対策検討チーム」を設置し、**防災重点ため池の見直しや今後のため池対策の進め方について取りまとめ**（平成30年11月13日）。

平成30年7月豪雨によるため池の被災状況

ため池決壊件数

2府4県
32件



農業用ため池を巡る課題

【防災重点ため池の選定】

- 決壊した32か所のうち、防災重点ため池は3か所。
- 人的被害が発生したため池も防災重点ため池に選定されていなかった。

【避難に関する課題】

- 小規模なため池は、所有者・管理者、使用実態、構造等を正確に把握しきれていない。
- 水位計等の観測施設を備えたため池は限られているが、全てのため池でこれを備えることは困難。
- 緊急時に安全かつ迅速に点検を行うことが必要。

【施設の補強対策に係る課題】

- 堤体のすべり破壊や土砂流入による決壊が発生。

【管理に関する課題】

- 使われなくなり放置されているため池や、管理者が将来の適正な管理に不安を抱えているため池が存在。

(2) 防災重点ため池の見直しと今後の対策

- 国が設定した新たな選定基準により、今後、都道府県が市町村等と調整して**防災重点ため池を再選定**。
- **避難行動につなげる対策**と施設機能の**適切な維持、補強に向けた対策**を効果的に推進。

【防災重点ため池の選定基準】

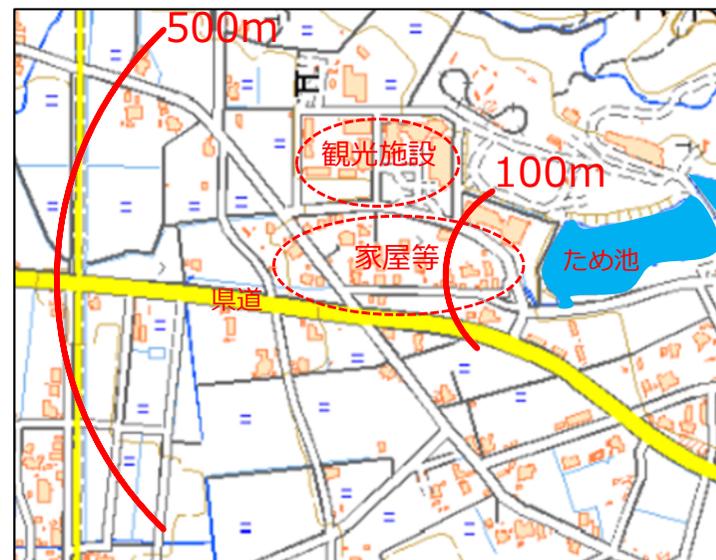
決壊した場合の浸水区域（以下「浸水区域」という）に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

<具体的な基準>

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。



平成30年7月豪雨で決壊したため池



都道府県等が対策の進め方の方針を作成

緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ため池マップの作成

ため池データベースの充実

緊急連絡体制の整備

ため池防災支援システムの活用

浸水想定区域図の作成

水位計等による監視体制の整備

ハザードマップの作成

地域防災計画等への位置付け

施設機能の適切な維持、補強に向けた対策

保全管理体制の強化

補強対策

【総合的な整備】

耐震対策

豪雨対策

統廃合・容量縮小

